

平成 19 年度に取り組むその他の見直し

【財産管理の適正化】

■事務機器及び消耗品の削減

入札による単価契約及び一括購入を進めて消耗品等のコストを削減します。

■小規模施設管理の見直し

指定管理者になじまない小さな公園やトイレなどの管理について見直し計画を策定し、委託や廃止も含めて順次効率的な管理体制に改めます。

【市民サービスの向上】

■窓口サービスの向上

平成 18 年度中に職員の接客マナー向上のためのマニュアルを作成し、平成 19 年度からこれに基づく接客に改めるとともに、机の配置、課名表示なども見直して、職場環境の改善を進めます。

【業務の効率アップ】

■超過勤務手当の削減

課員が作成する「週間目標シート」に基づき、課長が内部の相互協力体制をとることで業務量を平準化し、超過勤務手当の削減を図ります。(本年 1 月から試行中)

■業務の民間委託の推進

平成 18 年度に策定する指針に基づき、平成 19 年度より準備の整ったものから逐次、民間委託を進めます。さらに、養父市商工会の「養父市企業支援センター」と連携して、業務受託会社となる地元企業・組織の新規起業を支援します。

【事務事業のあり方の見直し】

■補助金等の見直し

「養父市補助金等審査委員会」において、市役所が補助すべきものか(公益性)、補助金の効果があがっているか(有効性)、交付内容が目的に合っているか(妥当性)の3つの視点から、集中的に審議され答申がなされました。これを踏まえ、市役所で慎重に審議を重ね、概ね答申の内容に沿った見直しを実施します。

■団体事務の見直し

市役所が事務や会計を支援している各種団体について、行政の関与を減らし自立を促す観点から、逐次、事務局機能を返還するとともに、自立に向けた支援を行います。

■イベントの見直し

旧町から引き継いだイベントの整理統合を行い、効果的、効率的なあり方に改めます。

【企業会計等の経営健全化】

■索道事業の経営改善

氷ノ山国際スキー場の経営に民間活力を導入し、専門性を高めるため、平成 18 年度から引き続き、民間から「支配人」を迎えて、経営改善に向けた取り組みを進めます。

化するため、介護保険事業を福祉部介護保険課に集約します。

(主な再編内容等)

- 介護支援事業を福祉部介護保険課に集約する。
- 当分の間、在宅介護支援センターは現状のとおり設置し、職員を介護保険課から週 4 日派遣し、相談・窓口業務、電話対応にあたる。

■都市整備部の再編

都市整備部は、「管理課」、「都市計画課」、「用地課」、「工務課」の 4 課からなっていますが、このうち用地買収等を担当する「用地課」、事業実施・維持管理業務等を担当する「工務課」は組織的に一体である方がより円滑で効率的に業務が遂行できるため、用地課と工務課を統合し

て、新たに建設課を設置して 3 課体制とします。

■証明書の時間外交付の実施

市民からの申請が多い証明書を対象に、平成 19 年度から本庁及び各地域局において電話予約による時間外交付を実施し、市民サービスの向上を図ります。

(実施内容)

- 対象となる証明書は、市民からの申請が多い「住民票関係証明書」、「印鑑証明書」、「税務関係証明書」とする。
- 電話予約は開庁時間内に受け付け、交付は午前 7 時～午後 7 時(土日・祝日を含む)の間に行う。